

春日部市長寿祝金贈呈条例の一部を改正する条例

春日部市長寿祝金贈呈条例（平成17年条例第106号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(祝金の贈呈)</p> <p>第2条 祝金は、<u>誕生日（誕生日が2月29日である者のうるう年以外の年における誕生日は、2月28日とみなす。）の属する月の末日</u>（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に<u>基づき、本市の住民基本台帳</u>に記録されている者のうち、次に掲げる年齢のものに贈呈する。</p> <p>(贈呈の時期)</p> <p>第5条 祝金の贈呈の時期は、<u>基準日の属する月の翌月</u>とする。</p>	<p>(祝金の贈呈)</p> <p>第2条 祝金は、<u>毎年8月31日</u>（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>による住民票</u>に記録されている者のうち、次に掲げる年齢のものに贈呈する。</p> <p>(贈呈の時期)</p> <p>第5条 祝金の贈呈の時期は、<u>毎年9月</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の春日部市長寿祝金贈呈条例（以下「旧条例」という。）第2条及び第5条の規定は、旧条例第2条各号に掲げる年齢の誕生日（誕生日が2月29日である者の誕生日は、2月28日とみなす。）が令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間である者の長寿祝金については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第2条中「毎年8月31日」とあるのは「令和4年4月30日」と、旧条例第5条中「毎年9月」とあるのは「令和4年5月」とする。